

平成27年度

# 住まいるリフォーム補助

## 平成28年1月29日まで受け付け中

### 対象者

次の全てを満たす人▼市内に住宅を所有し、その住宅で住民登録をしている▼市税の滞納がない▼暴力団員でない

### 対象住宅

対象者本人が市内に自ら所有し、居住している住宅またはリフォーム工事完了後2カ月以内に居住予定の住宅(借家は対象外)

### 対象工事

これから行うリフォーム工事で、市内に住所がある個人事業者または市内に本店がある

## 市権利擁護センター 4月1日オープン

【場所】市総合福祉センター(若草町) 1階

【内容】成年後見利用支援Ⅱ親族らが成年後見制度の申し立てを行う際の弁護士・司法書士らによる相談助言など▼成年後見活動支援Ⅱ親族後見人らが後見活動を行うときの相談や成年後見制度に関する研修会などの開催▼市民後見人活動支援Ⅱ成年後見制度の担い手として市民後見人候補者の養成や活動支援

お問い合わせは、市権利擁護センター ☎913 9046・FAX 941 4408へ

## 最大70万円に増額

- ①リフォーム工事費 上限30万円  
に対し10%補助
- +
- ②木造住宅耐震改修等補助事業対象工事 (例)木造住宅の耐震改修など
- +
- ③バリアフリー化工事 10万円加算 (例)手すり・スロープの設置など
- +
- ④省エネルギー化工事 10万円加算 (例)二重サッシの取り付けなど
- +
- ⑤リノベーション加算 10万円加算 (例)中古住宅を購入し、①のリフォームを行った場合

### 施工業者説明会(予定)

【日時】4月20日(月)14時～15時30分、4月24日(金)10時～11時30分

【会場】市総合福祉センター(若草町)

お問い合わせは、補助制度Ⅱ住宅課 ☎948 6349・FAX 934 1807、説明会Ⅱ地域経済課 ☎948 6399・FAX 934 1844へ

## 子ども医療費などのお知らせ

### ①子ども医療費の助成対象 中学3年生まで拡大

保険診療による自己負担分を助成する子ども医療費は、平成27年4月1日から入院費の対象を中学3年生までに拡大しました。

【対象】小学1年～中学3年生(15歳の年度末)の入院費自己負担分

※小学4年～中学3年生は、平成27年4月1日以降の入院分から

【申請】直接、領収書(保険点数の記載のあるもの)、限度額認定証、健康保険証(入



### ②平成27年度 子育て世帯 臨時特例給付金 6月から受け付け開始

※受け付けは、児童手当現況届と合わせて実施

消費増税による子育て世帯への影響を和らげるため

## 策定

## 市子ども・子育て支援事業計画

本市では「市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これは「まつやま子育てゆめプラン」の後継計画で、平成31年度までの子ども・子育て支援を推進していく基本計画となります。事業計画では3つの基本理念の下、9つの基本方針を掲げています。

### 事業計画体系図

めざす姿 **すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち**

#### ■基本理念

- 1 子どもの視点を尊重します
- 2 すべての子どもと子育て家庭を支援します
- 3 社会全体で子育てを支援します

#### ■基本方針

- (1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
- (2) 地域での子育て支援の充実
- (3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備
- (5) 子育てを支援する生活環境の整備
- (6) 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- (7) 子どもの安全の確保
- (8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進
- (9) 経済的な支援の推進



## 木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を補助

耐震診断・耐震改修合わせて、最大116万円の補助！  
改修工事費が90万円までなら工事費の自己負担額は0円！  
※耐震診断・耐震改修は登録業者が実施する必要があります

対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅(枠組壁工法、丸太組構法、大臣などの特別な認定を受けた工法のもの)は対象外 ②階数が2階以下で、延べ床面積が500平方メートル以下のもの ▶併用住宅(延べ床面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)
補助対象者	対象となる住宅の所有者
対象となる耐震診断	「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」
補助額	補助対象経費の3分の2以内(限度額2万円)▶総額(平成26年度の実績)は3.5～8万円程度で平均約4.5万円
受付期間など	4月20日(月)～平成28年1月29日(金) 100戸の予定(先着順)

対象住宅	①耐震診断を実施し評価を受けた結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事(基礎を含む)を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事 ②既存木造住宅に、明らかな法令違反がない
補助対象者	対象となる住宅を所有しており、市税などを滞納していない人(完納証明添付)
対象となる改修	①「市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」および「県木造住宅耐震改修補助マニュアル」に基づき実施する「耐震改修工事」 ②改修設計者および工事監理者は「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所とし、耐震改修工事業者は、「県木造住宅耐震改修事業者」の登録および建設業法第3条第1項に規定する許可(建築)を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者
補助額	改修工事費:補助対象経費(限度額90万円)▶総額(平成26年度の実績)は60～580万円程度で平均約180万円 改修設計費:補助対象経費の3分の2以内(限度額20万円) ▶総額(平成26年度の実績)は30～40万円程度で平均約34万円 工事監理費:補助対象経費の3分の2以内(限度額4万円) ▶総額(平成26年度の実績)は6～22万円程度で平均約8万円 ※改修工事を実施しない場合は、補助対象外
受付期間など	4月20日(月)～平成28年1月29日(金) 70戸の予定(先着順)

【申し込み】建築指導課(市役所本館9階)で補助対象該当の有無を確認(事前相談を受け付けます)※建築確認通知書や登記簿などが必要

お問い合わせは、子育て支援課 ☎948-6411・☎934-1814へ

お問い合わせは、建築指導課 ☎948-6512・☎934-0640へ